

令和 8 年第 5 回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招 集 期 日	令和 8 年 5 月 2 7 日 午 後 3 時			場 所	本 庁 舎 3 階 3 0 1 会 議 室				
開 閉 日 時 及 び 宣 告 者	令和 8 年 5 月 2 7 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会			宣 告 者	金 子 廣 志				
	令和 8 年 5 月 2 7 日 午 前 1 0 時 1 5 分 閉 会			宣 告 者	金 子 廣 志				
教 育 長	金 子 廣 志								
委 員	議 席 番 号	氏 名		出・欠	議 席 番 号	氏 名		出・欠	
	1	小 泉 哲 也		○	2	宮 瀧 交 二		○	
	3	児 玉 裕 子		○	4	荒 井 晃 子		○	
出 席 職 員	① 教 育 総 務 部 長		○	② 教 育 総 務 部 副 部 長 兼 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長		○	③ 教 育 総 務 部 副 部 長 兼 教 育 総 務 課 長		○
	④ 中 央 公 民 館 長		○	⑤ 中 央 図 書 館 長		○	⑥ 歴 史 民 俗 資 料 館 長		○
	⑦ 学 校 教 育 部 長		○	⑧ 学 校 教 育 部 副 部 長 兼 教 育 支 援 課 長		○	⑨ 学 務 課 長		○
	事務局 教 育 総 務 課 副 課 長 生 田 目、教 育 総 務 課 主 事 野 口								
会 議 事 件 名	発 言 者		発 言 の 要 旨						
開 会	教 育 長		令 和 8 年 第 5 回 新 座 市 教 育 委 員 会 の 定 例 会 を 開 会 す る。 午 前 9 時 3 0 分						
会 議 録 承 認	教 育 長		令 和 8 年 第 4 回 新 座 市 教 育 委 員 会 定 例 会 の 会 議 録 の 承 認 について 質 疑 は あ る か。						
	各 委 員 教 育 長		承 認 令 和 8 年 第 4 回 新 座 市 教 育 委 員 会 定 例 会 の 会 議 録 は 承 認 さ れ た。						
議 案 第 2 8 号	教 育 長		議 案 第 2 8 号 「新 座 市 立 図 書 館 協 議 会 委 員 の 委 嘱」 について、中 央 図 書 館 長 か ら 説 明 願 う。						
	中 央 図 書 館 長		図 書 館 協 議 会 委 員 について、委 員 1 名 か ら 辞 退 の 申 出 が あ っ た の で、社 会 教 育 の 区 分 か ら 選 出 す る 委 員 1 名 を 新 規 に 委 嘱 す る も の で あ る。 委 員 の 任 期 は、前 任 の 任 期 を 引 継 ぎ、令 和 8 年 7 月 1 日 か ら 令 和 9 年 6 月 3 0 日 ま で と な る。 候 補 者 の 略 歴 について は、別 紙 を 御 覧 い た だ き た い。 御 意 見 等 あ る か。 な け れ ば 議 案 第 2 8 号 を 承 認 と し て よ い か。						
議 案 第 2 8 号	教 育 長		承 認 議 案 第 2 8 号 を 承 認 す る。						
	各 委 員 教 育 長								
議 案 第 2 9 号	教 育 長		続 いて、議 案 第 2 9 号 「新 座 市 立 学 校 適 正 配 置 等 審 議 会 委 員 の 委 嘱」 について、教 育 総 務 課 長 か ら 説 明 願 う。						
	教 育 総 務 課 長		令 和 8 年 3 月 2 5 日 付 け で 制 定 し た 「新 座 市 立 学 校 適 正 配 置 等 審 議 会 条 例」 に 基 づ き、新 座 市 立 学 校 適 正 配 置 審 議 会 を 設 置 す る た め、本 審 議 会 の 委 員 委 嘱 について ご 審 議 い た だ く も の で あ る。 審 議 会 について は、条 例 第 2 条 の 規 定 に よ り、委 員						

議案第30号	教育長 教育総務課長 教育長	10人以内をもって組織し、その構成員を(1)学識経験者、(2)関係団体の代表者、(3)市立学校長の代表者、(4)市民とすることが定められている。 そのうち、(1)学識経験者、(2)関係団体の代表者、(3)市立学校長の代表者の7名については、教育総務課小中学校適正配置推進室において選出を行った。 (4)市民については公募を行い、応募の中から3名を選出した。 市民からの公募について、何名の応募があったのか。 9名から応募があった。 他に御意見等あるか。 なければ議案第29号を承認としてよいか。
	各委員 教育長	承認 議案第29号を承認する。
専決処分	教育長 教育支援課長	続いて、議案第30号「新座市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱」について、教育支援課長から説明願う。 新座市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、新座市いじめ問題対策連絡協議会条例により、非常勤特別職として令和6年11月1日から2年間の任期で委嘱している。 この度、令和8年度の人事異動に伴い、委員の一部が欠員となったことから、残りの任期を新たな委員4名に委嘱する必要があるため、議決をお願いするものである。
	教育長 教育支援課長	委員に弁護士は含まれていないのか。 条例では学識経験者、児童相談所の職員、地方法務局の職員、埼玉県警察の警察官、教育職員、教育委員会事務局職員となっている。
	教育長	新座市いじめ防止対策審議会には弁護士が入っているのか。
	教育支援課長 教育長	入っている。 新座市いじめ問題対策連絡協議会はどのような会議体か。
	教育支援課長	各校のいじめの状況や関係機関の情報共有をするものである。
	教育長	他に御意見等あるか。
	各委員 教育長	なければ議案第30号を承認としてよいか。 承認 議案第30号を承認する。
	教育長 学務課長	続いて、専決処分の報告が4件ある。 始めに、新座市立学校運営協議会委員の委嘱について学務課長から説明願う。 令和8年度より、新たにPTA会長となった方や人事異動により県立高等学校に新たに着任した校長先生及び令和8年度より追加で新規委任する方に加え、年度当初、

	教育長 各委員 教育長 学務課長	学校の推薦名簿から漏れていた方を含めた4名について、専決処分で委員委嘱を行った。 次回の定例教育委員会には、市内各校の学校運営協議会委員の名簿一覧をお示しする予定である。 御意見等あるか。 なし。 続いて、新座市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について学務課長から説明願う。 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正に伴い、同法第8条の規定に基づき、新たに「新座市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置計画」を策定する必要が生じた。 本計画については、法改正の施行期日である令和8年4月1日に合わせて遅滞なく施行し、各学校における新年度の業務量管理及び健康確保体制を迅速に構築する必要があったことから、令和8年3月31日付けで教育長決裁により取り決めたものである。 国、県の方針に合わせ、令和8年度から3年間の具体的な達成目標を定め、その達成状況について教育委員会がフォローアップし、これをHP等を通じて地域住民や保護者に公表するものとなっている。 令和10年度までに、超過勤務月45時間を超える教職員をゼロにすること、平均超過勤務時間を月30時間程度、年間360時間程度とすることが達成目標の柱となっている。 これは国や県の示す目標に対応したものとなっている。 また職員の健康確保措置の指標として年次休暇取得日数とストレスチェックにおける高ストレス者比率を設定している。 今後、本計画に基づき、各校の主体的な取組を柱としながら、教育委員会と各校が一体となって、教職員の働き方改革を推進していく。 現状について説明を求める。 新座市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画4ページに令和6年度の勤務時間外在校時間の現状を示してある。 小学校においては年間360時間を超えている職員が201名、全体の42.4%である。月45時間を超えている職員については年3回調査しており、6月が一番多く98名、全体の20%、11月になると56名、全体の11.7%となり、3月は42名、全体の9.7%となっている。小学校においては超過勤務時間が縮減できていると考えている。
--	---	--

諸報告	教育長 学務課長	一方、中学校においては、年間360時間を超えている職員が115名、全体の46%となっており、小学校と同様であるが、月45時間を超えている職員については、半数近くの職員が年間を通して45時間を超えている状況となっている。 このような状況から月30時間にすることか。 まずは平均を月30時間程度にし、月45時間以上の職員をゼロにすることを目指す。偏りをなくすということが目標の柱である。 他に御意見等あるか。 なし。
	教育長 各委員	
	教育長	続いて、令和7年度新座市一般会計補正予算に係る意見の申出及び令和8年度新座市一般会計補正予算に係る意見の申出については議会提出前の内容を含むため、非公開としてよいか。 異議なし。 それでは、非公開とする。
	各委員 教育長	
	教育総務課長	(非公開) 教育総務課から3件報告する。 ①名義後援の承認について報告する。 配布資料のとおり「株式会社カインズ」から申請のあった「くみまち学校」外8件の事業に対して名義後援の承認を行った。 ②指定管理者の自主事業に係る名義後援について報告する。 配布資料のとおり、株式会社ケイミックスパブリックビジネスが市民会館で行う自主事業のうち13件、また、株式会社セイウンがふるさと新座館ホールで行う自主事業のうち4件について承認した。 ③「新座市立小・中学校適正配置等基本方針の策定の進捗状況」について報告する。 初めに、審議会の開催についてであるが、本日の教育委員会において、新座市立学校適正配置審議会の委員委嘱をいただいたので、今後各委員との日程調整を経て第1回審議会の開催日を決定する予定としている。 現在の予定では、7月中、下旬の開催を目指している。 2点目であるが、小中学校適正配置等基本方針の策定に当たり本業務を支援するため、コンサルタントによる支援業務委託を実施する。 業者の選定には提案型によるプロポーザル方式を採用している。 5月22日（金）市ホームページにて募集の案内を開始した。

		今後の流れであるが、6月11日（木）まで参加の受付を行い、6月22日（月）に参加者によるプレゼンテーションを実施する。 その後、評価・選考を行い、7月上旬に契約締結を行う予定としている。 3点目、新座市立小中学校適正配置等基本方針の策定スケジュールの見直しについて報告する。 当初は令和8年度内での策定を計画していたが、その後の見直しにより、令和9年度中での策定に見直すこととした。 そのため、令和8年第2回新座市議会定例会において、基本方針の策定に当たり、実施するコンサルタントによる支援業務委託費について令和9年度までの繰越明許とすることを提案するとともに、5月29日の全員協議会において、基本方針の策定期間の延長について議会へ報告することとしている。 最後に先月の定例教育委員会内でも説明した、令和8年4月に実施した公共施設再配置計画の市民説明会での意見とアンケートによる意見について報告する。 4か所の説明会場において、その場で出された意見として多かったものとしては、「学級の人数については少ない場合でも検討すべき」、「少人数学級の方がメリットがあるのではないか」、「防災拠点である学校が少なくなるのは不安である」、「小中一貫教育の研究が必要ではないか」である。 また、説明会後に投函されたアンケート結果は全体で72件だった。その内、学校や学校に関することも含んだ意見の記載があるものは、27件だった。 主な意見としては、小中一貫教育について理解できなかったという意見や、防災面の不安、通学距離の不安、少人数学級でもいいのではないかといいものである。 今後は、市民説明会で出た意見も踏まえながら審議会において検討を行っていきたいと考えている。 名義後援の6番、キャベツの会についてはこれまでも後援しているか。 障がいのある子も、ない子も同じ地域で学ぶ環境を作ろうという考え方の団体だと思う。重度の障がいがあっても保護者が希望すれば通常の学級で学ぶというのが新座の現状である。 新座市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱、新座市教育委員会の後援等の承認に係る基準に反しないことを確認し、昨年度も承認している。
	教育長	
	教育総務課長	
	学務課長	令和8年5月1日現在児童生徒数について報告する。 前回の定例教育委員会で報告した4月1日調査から転出入による変動があり、小学生は8,004名で2名減、

	教育支援課長	中学生は4, 128名で1名減、全体の合計は12, 132名で3名減である。 教育支援課から、5点について報告する。 ①令和8年度の修学旅行、林間学校の日程について報告する。 修学旅行については、本日までに片山小学校・栄小学校が無事全ての日程を終えた。また、昨日、第三中学校が、本日、新開小学校が出発しており、2校とも明日帰校する予定である。そのほか、1学期中の実施を予定しているのは、小学校11校、中学校5校である。残りの小学校3校については、いずれも9月の実施を予定している。修学旅行は、小学校が1泊2日、中学校が2泊3日の日程で実施する。 林間学校については、本日までに第三中学校が無事全ての日程を終えた。このあと、1学期中に小学校、中学校それぞれ1校が実施予定である。その他、小学校では13校が夏季休業期間中に実施し、3校が9月の実施を予定している。中学校は、2学期に2校、3学期に2校が実施を予定している。林間学校については、小学校、中学校とも1泊2日の日程で実施する。 ②令和8年度の小学校運動会、中学校体育祭の日程について報告する。今年度の実施予定については資料のとおりである。秋に実施する学校のご案内については、時期が近づいたら御連絡させていただく。 ③令和7年度長期欠席児童生徒数調査について報告する。小学校における長期欠席児童は293名で、令和6年度の同時期の272名から21名の増加、中学校における長期欠席生徒は294名で、こちらは令和6年度の同時期の279名から15名増加している。 内訳をみると、小学校、中学校とも不登校が最も多い状況である。小学校では、令和6年度の同時期から不登校が57名増加しており、病気、その他は減少している。中学校では、令和6年度の同時期と比べると不登校が14名減少しているが、病気が27名増の58名、その他が2名増の20名の状況である。不登校の様態をみると、小学校では無気力、不安、抑うつ等が最も多く、家庭生活、学校生活に関するものと続いている。中学校では、やはり無気力、不安、抑うつ等が最も多く全体の5割を占めている。次いで、いじめ以外の人間関係が多く、学校生活に関するもの、家庭生活に関するものと続く。長期欠席の要因は複合的であることも多いことから、個々の状況を丁寧に把握しながら、その子にあった適切な支援を講じることにより、学びにつながるきっかけをつく
--	--------	---

		ることができるよう努めていく。 ④教育相談室の相談件数について報告する。 令和7年度の相談件数の合計は、2,854件で、令和6年度と比べると70件減少している。月別に見ると、例年6月と10月に相談が増える傾向があったが、昨年度は5月、9月に増える傾向が見られた。相談種別でみると、不登校に関する相談が1,000件を超えており、全体の約4割を占めている。 次いで、学業や進路に関する相談、生活や行動に関する相談が多い状況である。学業・進路に関する相談は、令和6年度と比べると151件減少しているが、発達障害に関する相談は286件増加している。学業・進路の相談と発達障害の相談は関連していることもあるため、各件数の増減で一概に判断することなく、個々の児童生徒やその保護者に寄り添った支援を提供することができるよう、引き続き学校、関係機関と連携していく。 ⑤学校カウンセラーの相談件数について報告する。 児童生徒の発達やいじめ、集団不適應、不登校の問題等の解決を図るため、臨床心理に関する高度な専門的知識と経験を有する心理士3名を年間50回、合計150回、学校カウンセラーとして教育相談室に配置している。 令和7年度の相談件数は合計で481件であった。 学校生活に関する相談が最も多いのは令和6年度と同様で、性格・行動に関する相談が増え、発達障害や不登校に関する相談は減少していた。学校生活における悩みには、学習のしにくさ、生活のしにくさ等、児童生徒自身の特性によるものがあるため、発達検査の実施を含め、カウンセラーの専門性を生かした支援につなげているところである。
その他	教育長	その他、何か御意見等はあるか。 なければ、次回の会議日程を確認する。 令和8年第6回定例会を令和8年6月22日月曜日午後3時から開催する。
閉会	教育長	これをもって令和8年第5回の新座市教育委員会定例会を閉会する。 午前10時15分

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記